

滋賀魅力体験観光バスツアー助成事業

現在実施している観光キャンペーン「戦国ディスカバリー滋賀・びわ湖」といった好機を生かし、観光需要の喚起や県内周遊の促進につながる取組を強化する必要があることから、全国からの観光誘客を推進するとともに、観光リピーターや滋賀ファンを拡大し、観光消費の増加や消費単価の向上等による地域活性化を図るため、県内の旅行事業者等による滋賀の魅力を経験してもらえる観光バスツアーの造成を支援する。

| 申請期間 | 令和8年3月18日(水)から (現在 Web で受付の仕組みを構築中のため) | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|---|--------------|--------------------|-------|-------------------------|--------------|---|--------------------|--|-------------------|------------------------------|--------|--|--|--|
| 申請方法 | ※ <u>当面 下記の メールで受付します</u> ※先着順ではありません。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 催行期間 | 令和8年4月1日(水)から令和9年1月31日(日) (帰着日) | | | | | | | | | | | | | | |
| 対象者 | ○滋賀県旅行業協会またはびわこビジターズビューローの会員で、旅行業法に基づく登録旅行者 ○滋賀県内に事業所等を有する旅行業法に基づく登録旅行者 | | | | | | | | | | | | | | |
| 助成額 | <table border="1"><thead><tr><th>項目</th><th>宿泊旅行(1泊あたり)</th><th>日帰り旅行</th></tr></thead><tbody><tr><td>1. バス1台あたりの助成上限</td><td>上限 50,000円/台</td><td>上限 25,000円/台</td></tr><tr><td>2. 湖上観光利用者1人あたりの助成</td><td>1,500円/人</td><td>1,500円/人</td></tr></tbody></table> | 項目 | 宿泊旅行(1泊あたり) | 日帰り旅行 | 1. バス1台あたりの助成上限 | 上限 50,000円/台 | 上限 25,000円/台 | 2. 湖上観光利用者1人あたりの助成 | 1,500円/人 | 1,500円/人 | | | | | |
| 項目 | 宿泊旅行(1泊あたり) | 日帰り旅行 | | | | | | | | | | | | | |
| 1. バス1台あたりの助成上限 | 上限 50,000円/台 | 上限 25,000円/台 | | | | | | | | | | | | | |
| 2. 湖上観光利用者1人あたりの助成 | 1,500円/人 | 1,500円/人 | | | | | | | | | | | | | |
| 助成上限額 | 上限 350万円 ※詳細は、募集要領参照。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 助成要件 | <table border="1"><tbody><tr><td>①貸切バスの利用</td><td>貸切バスを利用するツアーであること。</td></tr><tr><td>②参加者数</td><td>貸切バス1台あたり8名以上の参加者がいること。</td></tr><tr><td>③宿泊</td><td>滋賀県内のホテル・旅館等の宿泊施設に宿泊すること。 ※旅館業法に規定する旅館業を営む施設で提供される宿泊</td></tr><tr><td>④観光周遊</td><td>・滋賀県内における「有料観光施設」(※1)、「ロープウェイ・ケーブルカー・リフト等」(※2)、「県内飲食店での飲食」、湖上観光(※3)のいずれか1か所以上を旅行の行程に組み入れること。 ・上記の要件を満たす場合、滋賀県外の観光地等が行程に含まれるツアーについても助成する。 ※1 有料観光施設：別表1のとおり ※2 ロープウェイ・ケーブルカー・リフト等：別表2のとおり。 ※3 湖上観光：別表3のとおり。</td></tr><tr><td>⑤湖上観光 (追加助成対象)</td><td>湖上観光をツアーに組み入れた場合、追加助成の対象とする。</td></tr><tr><td>⑥助成対象外</td><td>次に該当する旅行は対象外とする。 ・国、地方自治体の実施する視察、会議、研修旅行等 ・宿泊を伴う教育旅行(日帰りの校外学習等は対象) ・滋賀県補助金等交付規則第4条第2項各号に該当する者(暴力団等)が発注する旅行等 ・他の補助金・助成金を受けて実施する旅行</td></tr></tbody></table> | ①貸切バスの利用 | 貸切バスを利用するツアーであること。 | ②参加者数 | 貸切バス1台あたり8名以上の参加者がいること。 | ③宿泊 | 滋賀県内のホテル・旅館等の宿泊施設に宿泊すること。 ※旅館業法に規定する旅館業を営む施設で提供される宿泊 | ④観光周遊 | ・滋賀県内における「有料観光施設」(※1)、「ロープウェイ・ケーブルカー・リフト等」(※2)、「県内飲食店での飲食」、湖上観光(※3)のいずれか1か所以上を旅行の行程に組み入れること。 ・上記の要件を満たす場合、滋賀県外の観光地等が行程に含まれるツアーについても助成する。 ※1 有料観光施設：別表1のとおり ※2 ロープウェイ・ケーブルカー・リフト等：別表2のとおり。 ※3 湖上観光：別表3のとおり。 | ⑤湖上観光 (追加助成対象) | 湖上観光をツアーに組み入れた場合、追加助成の対象とする。 | ⑥助成対象外 | 次に該当する旅行は対象外とする。 ・国、地方自治体の実施する視察、会議、研修旅行等 ・宿泊を伴う教育旅行(日帰りの校外学習等は対象) ・滋賀県補助金等交付規則第4条第2項各号に該当する者(暴力団等)が発注する旅行等 ・他の補助金・助成金を受けて実施する旅行 | | |
| ①貸切バスの利用 | 貸切バスを利用するツアーであること。 | | | | | | | | | | | | | | |
| ②参加者数 | 貸切バス1台あたり8名以上の参加者がいること。 | | | | | | | | | | | | | | |
| ③宿泊 | 滋賀県内のホテル・旅館等の宿泊施設に宿泊すること。 ※旅館業法に規定する旅館業を営む施設で提供される宿泊 | | | | | | | | | | | | | | |
| ④観光周遊 | ・滋賀県内における「有料観光施設」(※1)、「ロープウェイ・ケーブルカー・リフト等」(※2)、「県内飲食店での飲食」、湖上観光(※3)のいずれか1か所以上を旅行の行程に組み入れること。 ・上記の要件を満たす場合、滋賀県外の観光地等が行程に含まれるツアーについても助成する。 ※1 有料観光施設：別表1のとおり ※2 ロープウェイ・ケーブルカー・リフト等：別表2のとおり。 ※3 湖上観光：別表3のとおり。 | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑤湖上観光 (追加助成対象) | 湖上観光をツアーに組み入れた場合、追加助成の対象とする。 | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑥助成対象外 | 次に該当する旅行は対象外とする。 ・国、地方自治体の実施する視察、会議、研修旅行等 ・宿泊を伴う教育旅行(日帰りの校外学習等は対象) ・滋賀県補助金等交付規則第4条第2項各号に該当する者(暴力団等)が発注する旅行等 ・他の補助金・助成金を受けて実施する旅行 | | | | | | | | | | | | | | |
| <お問い合わせ> | 滋賀県旅行業協会 滋賀魅力体験観光バスツアー助成担当 e-mail : antasiga-hojo@vesta.ocn.ne.jp | | | | | | | | | | | | | | |

申請用紙は滋賀県旅行業協会 HP からダウンロードください。

この助成事業は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

【別表1】

有料観光施設

| | |
|----|--|
| 対象 | 美術館、水族館、博物館、資料館、科学館、体験施設、農業公園、植物園、城、城跡、神社仏閣、史跡、庭園、ゴルフ場、キャンプ場、工場見学など ※上記以外でその他有料観光施設・食事施設として対象となるかについては、個別に判断します。 ※対象は、1人あたりに対し入場料、拝観料等の料金が発生する観光施設とします |
|----|--|

【別表2】

ロープウェイ・ケーブルカー・リフト等

| | |
|----|---|
| 対象 | ①びわ湖パレイ、箱館山ゴンドラ、坂本ケーブル、八幡山ロープウェイ、 <u>膝ヶ岳リフト</u> 、スキーリフト ②近江鉄道、信楽高原鉄道、京阪石山坂本本線 (※②の「鉄道」に関しては、ツアー行程の中に「観光周遊素材」として組み込むことが必要です。) 【例】彦根市発着 近江牛昼食と信楽高原鉄道 乗車体験 (貞生川駅～信楽駅) 観光バスツアー ※ <u>上記以外でロープウェイ等として対象となるかについては、個別に判断します。</u> |
|----|---|

【別表3】

湖上観光施設

| | |
|----|---|
| 対象 | ① 観光遊覧船等 例：ミシガンクルーズ、LAGOクルーズ、びわ湖疎水船、八幡堀めぐり、 水陸両用バス Discovery Japan in びわ湖ツアー ② 湖上で体験するアクティビティ等 例：ヨット、カヌー、カヤック、SUP (アタンドアップパドルボート) ※ <u>上記以外で湖上観光として対象となるかについては、個別に判断します。</u> ※ <u>対象は、1人あたりに対し乗船料、利用料等の金額が発生する施設・アクティビティとします。</u> |
|----|---|